

◆変更のあるとき

振替(払込)税目・料目及び口座を追加・変更されるときは、お申込の金融機関にて再度依頼書を提出してください。(近江八幡市外の金融機関の場合は、口座振替申込書を送付いたしますので担当課(税務課・保険年金課・高齢福祉介護課)までご連絡ください。)

◆停止のとき

口座振替(自動払込)を停止されるときは、税目・料目毎に担当する部署(市役所税務課・保険年金課・高齢福祉介護課)にて『停止届』を提出してください。

◆市税口座振替(自動払込)取扱金融機関

滋賀銀行本店各支店及び各出張所 関西アーバン銀行本店及び各支店 京都銀行本店各支店及び各出張所 滋賀中央信用金庫本店及び各支店 湖東信用金庫本店各支店及び各出張所	グリーン近江農業協同組合本店及び各支店 滋賀県信用組合本店及び各支店 滋賀県民信用組合本店及び各支店 ゆうちょ銀行 郵便局
-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

◆市税・保険料(普通徴収)の納期一覧表

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期				4期	
固定資産税 都市計画税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険料		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

近江八幡市

安全・便利で確実な
口座振替・自動払込で!

市税	保険料
市県民税	国民健康保険料
固定資産税・都市計画税	後期高齢者医療保険料
軽自動車税	介護保険料

口座振替・自動払込とは
 電気・電話料金と同じように、市税取扱金融機関にお持ちの預金・貯金口座から自動的に振替(払込)納付ができるものです。

お申し込み手続き
 振替(払込)される口座の預貯金通帳と届出印鑑をご用意いただき、近江八幡市内の市税取扱金融機関または市役所窓口に設置の口座振替申込書(自動払込利用申込書)に必要事項を記入し、振替(払込)される口座にお使いの印鑑を押印の上、直接金融機関または市役所関係課窓口へ提出してください。

ご利用いただく
 ・ 期限に遅れず納付できます。
 ・ 出向かずに納付できます。
 ・ 一度の申し込みで毎年継続します。

ご注意
 ・ 特別徴収によるものは除きます。
 ・ 軽自動車税とは自動二輪・軽四輪・農耕用車両の全てを含みます。
 ・ 固定資産税・都市計画税には償却資産も含みます。

お問い合わせ先

市税については
税務課 電話(0748)36-5504(直通)

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料については
保険年金課 電話(0748)36-5751(直通)
 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市役所

介護保険料については
高齢福祉介護課 電話(0748)33-3511(直通)
 〒523-8551 近江八幡市土田町1313番地 市総合福祉センター(ひまわり館1階)